大阪府産業廃棄物収集運搬業許可申請等に係る手数料納付方法

の変更について

現在、標記の許可申請等に係る手数料については、大阪府証紙を申請書等に貼付する　　ことにより納付いただいておりますが、平成３０年１０月１日付けで大阪府証紙徴収条例が廃止されることに伴い、次のとおり手数料の納付方法を変更いたします。

なお、経過措置といたしまして、１０月１日以降につきましても平成３１年３月３１日までは、大阪府証紙での納付を継続して受け付けいたしますので、申し添えます。（大阪府証紙の不足額を現金など他の方法により納付する方法は、受け付けておりません。）

▼手数料納付の流れ

1. 産業廃棄物指導課窓口において、申請書類の形式審査
2. 形式審査終了の後、申請書（第1面）等の**裏面に**手数料納付用バーコードを貼付
3. 申請書（第1面）等を手数料納付窓口（※）へ持参いただき手数料納付

令和２年１２月２２日（火）より、現金の他にキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）によるお支払方法がお選びいただけます。

詳しくは以下のホームページをご覧ください。

＜大阪府庁（本庁）の手数料納付窓口について＞

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/madoguchi/index.html>

1. 申請書（第1面）等の裏面に納付済の印字をご確認の上、産業廃棄物指導課窓口へ
2. 産業廃棄物指導課窓口において、納付状況を確認し申請書類受付

※　手数料納付窓口（大阪府咲洲庁舎１階）の取扱時間は9:15～17:30となりますが、　　形式審査には一定時間を要します。産業廃棄物指導課窓口に16:00までにお越しいただけない場合には、当日受付できない場合もありますので、予めご了承ください。

▼手数料納付用バーコード貼付イメージ

　申請書（第1面）等の裏面

手数料納付用バーコードを貼付

納付済印字箇所

バーコード

大阪府庁POS手数料額\999,999-

9999999999999

産廃収運／新規